

在外公館に関する行政評価・監視
結果に基づく勧告

平成22年5月

総務省

前 書 き

近年、外務省は、国際社会が直面する諸課題に機動的かつ的確に対応するためには外交実施体制の充実が急務の課題であるとして、平成19年度から21年度までの間に、毎年4から6大使館を設置するなど在外公館の整備を進めてきている。ただし、平成22年度には、政府全体の予算の見直し方針を踏まえ、大使館や総領事館の新設は予定されていない。

外務省は、在外公館を新規に設置するに当たって、「主として、①安全保障を含む二国間関係における政治的重要性、②日本企業支援や資源・エネルギー獲得を含む経済的重要性、③邦人保護の観点、④国際場裏での支持獲得等の観点を踏まえた相手国の国際社会における位置づけといった様々な要素を総合的に勘案し、また、二国間の貿易量・投資量や在留邦人数・進出企業数といった指標も勘案しつつ、総合的に検討している。」としている。

一方で、総領事館については、廃止又は出張駐在官事務所化といった効率化の取組も行ってきており、平成15年度から21年度までの間に、新設公館数4に対し、廃止又は出張駐在員事務所化した公館数6となっている。この結果、平成22年4月現在、大使館は133、総領事館は64となっている。

他方で、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて在外公館の維持・運営に関する経費について「見直しを行う」との評価結果が出されたことを踏まえ、外務省は、効果的かつ効率的な在外公館の在り方について、計画的に見直しを行うこととしている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、近年設置された在外公館の設置後の状況変化、業務の実施体制及び実施状況等を調査し、その合理化及び効率化に資するために実施したものである。

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 1 在外公館の設置状況 | 1 |
| (1) 在外公館の設置実績 | 3 |
| (2) 在外公館の設置後の状況変化等 | 4 |
| 2 在外公館の業務の実施体制及び実施状況 | 16 |
| (1) 業務の実施体制 | 16 |
| (2) 領事業務 | 21 |
| (3) 広報文化業務 | 27 |
| (4) その他 | 36 |

1 在外公館の設置状況

(制度の概要)

在外公館は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の3に規定する「特別の機関」として、外務省設置法（平成11年法律第94号。以下「設置法」という。）第6条及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「在外公館名称位置給与法」という。）第1条に基づき設置されるものであり、現在、大使館、総領事館及び政府代表部の3種類が設置されている（在外公館名称位置給与法別表第一）。また、設置法第7条において、「在外公館は、外国において外務省の所掌事務を行う」とされている。

具体的には、大使館は、原則として各国の首都に設置され、その国に対して日本を代表するものであり、相手国政府との交渉（代表機能）やその国の政治・経済などの情報収集・分析（情報分析機能）、邦人の生命・財産、日本企業（日系現地法人を含む。以下同じ。）の利益の保護（邦人保護機能）及び相手国との通商経済、文化、科学等の交流の促進（関係促進機能）の業務を行うとともに、旅券・査証の発給、在外選挙等（行政事務機能）の業務も行っている。平成22年4月現在、133大使館（実館（注）をいう。以下同じ。）が設置されており、我が国が承認している192か国のうち、大使館の未設置国は59か国となっている。

（注）実館は、在外公館名称位置給与法別表第一の在外公館の位置に、専任の在外公館長（大使及び総領事）が置かれているものをいい、兼館は、専任の在外公館長が置かれていないものをいう。

総領事館は、大使館と異なり日本を代表し相手国政府と交渉を行う権限はないが、世界の主要都市に設置され、担当する地域の邦人の生命・財産、日本企業の利益の保護、情報の収集・分析、通商分野等の関係の促進、旅券・査証の発給、在外選挙等の業務を行っている。平成22年4月現在、64総領事館（実館をいう。以下同じ。）が設置されている。

政府代表部は、国際連合、欧州連合等の国際機関に対して日本政府を代表する機関であり、主に国際機関関係事務を処理している。平成22年4月現在、国際連合、経済協力開発機構、欧州連合等に7つの政府代表部（実館をいう。以下同じ。）が設置されている。

(在外公館の設置に係る外務省の方針等)

- ① 外務省は、「平成19年度から28年度までの10年間で、150大使館体制と必要な総領事館の新設及び定員2,000人純増」の目標の下、19年度から21年度までの間に16大使館を新設し、大使館数は133（平成22年4月現在）となっている。ただし、平成22年度には、政府全体の予算の見直し方針を踏まえ、在外公館の新設は予定されていない。
- ② 外務省は、在外公館の設置又は見直し基準について、次のとおり説明しており、また、当該基準を数値化することは困難であるとしている。
 - i 在外公館を新規に設置するに当たっては、主として、i) 安全保障を含む二国間関係における政治的重要性、ii) 日本企業支援や資源・エネルギー獲得を含む経済的重要性、iii) 邦人保護の観点、iv) 国際場裏での支持獲得等の観点を踏まえた相手国の国際社会における位置付けといった、定量的に測ることのできない様々な要素を総合的に勘案している。また、二国間の貿易量・投資量や在留邦人数、進出企業数といった定量的に測ることのできる指標も要素として勘案しつつ、総合的に検討している。
 - ii 総領事館の廃止を検討する際には、在留邦人数、進出企業数、査証発給件数等の定量的に測ることのできる指標を検討することに加え、既設公館との距離、地方政府の権限の大きさ、現地の法制度の確立度合い（場合によっては企業支援が不可欠となる。）、情報入手地としての重要度といったその他の個別事情を総合的に勘案している。
- ③ 他方、在外公館の維持・運営に関する経費について、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けで「見直しを行う」との評価結果が出されたことを踏まえ、外務省は、効果的かつ効率的な在外公館の在り方について、計画的に見直しを行うこととしている。

(調査結果)

今回、平成8年度以降の在外公館の設置状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

(1) 在外公館の設置実績

ア 大使館

平成8年度から21年度までの14年間に23公館が新設され、平成22年4月現在の大使館数は133となっている。

大使館の設置数（開館実績ベース）の経年推移をみると、平成8年度から18年度までの間は、9年度1公館、11年度2公館、13年度1公館、15年度から17年度までそれぞれ1公館設置されてきたが、上記のとおり、19年度以降の10年間で150大使館体制を目指すという目標が定められてからは、19年度6公館、20年度4公館、21年度6公館と急増している（注）。

（注）平成21年度の6公館のうち1公館（在モーリタニア大使館）は、20年度の開館を予定していたが、クーデター発生による政情不安のため、平成21年12月1日に開館している。

大使館の地域別の設置状況をみると、新設された23公館のうち、欧州地域が10公館（44%）、アフリカ地域が9公館（39%）、大洋州地域が3公館（13%）及びアジア地域が1公館（4%）となっている。

なお、中南米地域については、新設されていない。

大使館の未設置国59か国（平成22年4月現在）の地域別内訳は、アフリカ地域が22か国（37%）、欧州地域が16か国（27%）、中南米地域が12か国（20%）、大洋州地域が7か国（12%）及びアジア地域が2か国（3%）となっている。

イ 総領事館

平成8年度から21年度までの14年間に7公館の新設と6公館の廃止が行われており、平成22年4月現在の総領事館数は64となっている（注）。廃止された6公館のうち5公館については、領事業務を行うために出張駐在官事務所が置かれている。

（注）総領事館の位置の変更等によるものを除いている（例：在エドモントン総領事館を廃止し在カルガリー総領事館を設置、在ニューオーリンズ総領事館を廃止し在ナッシュビル総領事館を設置等）。

総領事館の設置数及び廃止数（開館又は閉館実績ベース）の経年推移をみると、平成8年度から14年度までの7年間は隔年で1公館ずつ（計3公館）設置されてきたが、15年度以降は公館の設置と併せて廃止も行われるようになってきており、15年度から21年度までの7年間では、設

置公館数4に対し廃止公館数6と廃止公館数が設置公館数を若干上回る状況となっている。

総領事館の地域別の設置及び廃止の状況をみると、新設された7公館のうち、アジア地域が5公館(71%)、欧州地域及び北米地域がそれぞれ1公館(各14%)となっている。また、廃止された6公館のうち、北米地域及び中南米地域がそれぞれ2公館(各33%)、アジア地域及び欧州地域がそれぞれ1公館(各17%)となっている。

この結果、平成22年4月現在の国別の総領事館の設置数は、アメリカが最も多く15公館、次いで、中国が6公館、ブラジルが5公館、ドイツ、ロシア、カナダ及びオーストラリアがそれぞれ4公館などとなっている。

ウ 政府代表部

平成8年度から21年度までの14年間に設置された政府代表部は、14年度の国際連合教育科学文化機関日本政府代表部(略称:ユネスコ代表部)のみである。

(2) 在外公館の設置後の状況変化等

ア 在外公館の設置後の状況変化等

今回、平成8年度から17年度までに設置された13在外公館(7大使館及び6総領事館)が管轄する国・地域における在外公館設置後の二国間の貿易量や邦人保護に関する状況変化を調査したところ、次のような状況がみられた。

在外公館の設置後の状況変化等を調査するに当たっては、在外公館が設置されている国・地域の実情、それを踏まえた在外公館の要員規模等の違いや、社会経済情勢の変化等の定量的に測定することが容易でない外部要因の影響を考慮する必要があるが、関係する資料やデータが乏しいことから、今回の調査では、外務省が在外公館の設置時に勘案している要素について、可能な限り定量的なデータを基に分析することとした。例えば、「日本企業支援や資源・エネルギー獲得を含む経済的重要性」については日本企業の進出状況(企業数)や輸出入額を指標とし、また、「邦人保護の観点」については在留邦人数、短期渡航者数や邦人援

護件数を指標として、分析を行った。また、定量的な測定が容易ではない面を補完するため、在外公館の設置による行政サービスを始めとする様々な変化の状況について、現地の在留邦人団体及び日本企業に対するアンケート調査並びに相手国の政府機関及びマスコミ等に対するインタビュー調査を行った。

(大使館)

7大使館については、各種指標の中から、データが把握できた主要9指標（在留邦人数、日本企業数、日本からの短期渡航者数、日本への短期渡航者数、日本からの要人来訪件数、日本への要人往訪件数、日本からの輸入額、日本への輸出額及び政府開発援助（以下「ODA」という。）の援助額）の変化を分析するとともに、アンケート調査等を行った。その結果、次のような状況がみられた。

- ① 9指標に係る各大使館の設置前3年間の平均値と直近3年間（平成18年度から20年度まで（ODA援助額については17年度から19年度まで）をいう。以下同じ。）の平均値とを比較すると、表1のとおり、7大使館が管轄する国すべてにおいて、ほとんどの指標が増加している。ただし、ODA援助額については、4か国（クロアチア、アゼルバイジャン、スロバキア及びアンゴラ）で減少している。これについて、外務省は、i)スロバキアに対するODAは平成18年度に終了した、ii)クロアチアは経済発展等によりODAの必要性が薄れてきている、iii)アゼルバイジャン及びアンゴラは日本のODA総額自体が減少していることもあって、ODA援助額が減少しているが、援助の需要は存在するとしている。また、東ティモールでは、在留邦人数が83%減少しているが、これは、国連平和維持活動要員の帰国（平成16年6月）によるものと考えられる。さらに、モザンビークでは、日本への輸出額が減少しているが、これは、エビの輸出額の減少が影響しているとみられる。

なお、平成20年の日本への輸出額は、エビの減少傾向は続いているものの、ゴマ等他の品目が伸びたため前年より増加している。

表1 7大使館が管轄する国における主要指標の大使館設置前後の比較

| 区 分 | 在クロ アチア | 在アゼ ルバイ ジャン | 在スロ バキア | 在スロ ベニア | 在東テ ィモー ル | 在モザ ンビー ク | 在アン ゴラ |
|-----------------|--------------|-------------------|--------------|-------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 在留邦人数 | ○ (422%) | ○ (72%) | ○ (170%) | ○ (213%) | ▲ (-83%) | ○ (73%) | ○ (108%) |
| 日本企業数 | — | — | ○ (617%) | — | — | — | — |
| 日本からの 短期渡航者数 | ○ (3503%) | — | ○ (55%) | ○ (201%) | — | — | — |
| 日本への 短期渡航者数 | ○ (168%) | ○ (221%) | ○ (112%) | ○ (38%) | ○ (85%) | ○ (103%) | ○ (14%) |
| 日本からの 要人來訪件数 | △ (0%) | ○ (133%) | △ (0%) | ○ (30%) | ▲ (-57%) | △ (0%) | ▲ (-57%) |
| 日本への 要人往訪件数 | ▲ (-30%) | ▲ (-77%) | ▲ (-70%) | ○ (567%) | ▲ (-15%) | ○ (300%) | ▲ (-24%) |
| 日本からの 輸 入 額 | ○ (420%) | ○ (320%) | ○ (1384%) | ○ (61%) | ○ (126%) | ○ (26%) | ○ (83%) |
| 日本への 輸 出 額 | ○ (1253%) | ○ (8213%) | ○ (81%) | ○ (22%) | ○ (123600%) | ▲ (-11%) | ○ (77%) |
| ODA援助額 | ▲ (-70%) | ▲ (-24%) | ▲ (-86%) | — | ○ (31%) | ○ (30%) | ▲ (-11%) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各大使館の設置前3年間の平均値と直近3年間の平均値との比較結果であり、「○」は増加を、「△」は増減なしを、「▲」は減少を、「—」は比較データなしを、それぞれ示す。また、()内は、増加又は減少の割合である。

② また、これら9指標について各大使館の設置前から平成20年度までの経年推移をみると、表2のとおり、上記①とおおむね同様の傾向を示しており、ODA援助額を除けば、減少傾向にあるのは一部の指標のみとなっている。

減少傾向にある主な例としては、アンゴラにおける日本への輸出額（平成18年811億円、19年224億円及び20年26億円）があるが、国際経済情勢の変化の中で、主要輸出品目である原油等の日本への輸出額が減少したことが影響しているものとみられる。

表2 7大使館が管轄する国における主要指標の傾向

| 区 分 | 在クロ アチア | 在アゼ ルバイ ジャン | 在スロ バキア | 在スロ ベニア | 在東テ ィモー ル | 在モザ ンビー ク | 在アン ゴラ |
|-----------------|------------|-------------------|------------|------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 在留邦人数 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | → | ↑ | ↑ |
| 日本企業数 | → | → | ↑ | → | ↑ | ↓ | ↑ |
| 日本からの 短期渡航者数 | ↑ | — | ↑ | ↑ | — | — | — |
| 日本への 短期渡航者数 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| 日本からの 要人来訪件数 | → | → | → | ↑ | → | → | ↑ |
| 日本への 要人往訪件数 | ↑ | → | → | ↑ | → | ↑ | ↑ |
| 日本からの 輸 入 額 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| 日本への 輸 出 額 | ↑ | → | ↑ | ↑ | ↑ | → | ↓ |
| ODA援助額 | → | ↓ | ↓ | ↓ | → | → | → |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、各大使館の設置前から平成20年度までのデータを基に、その期間におけるおおよその傾向を整理したものであり、「↑」は増加傾向を、「→」は横ばい傾向を、「↓」は減少傾向を、「—」おおよその傾向を整理できないものを示す。

③ さらに、アンケート調査等の結果をみると、有効回答がなかった2大使館（在アゼルバイジャン大使館及び在東ティモール大使館）を除く5大使館について、ほとんどの者が、大使館の設置によって邦人や企業に対する各種支援サービスの迅速な提供等を受けられるようになったとしている。

④ 上記①から③に記述したように、7大使館が管轄する国においては、大使館設置後の二国間の貿易量や短期渡航者数の増大と、日本企業支援や邦人保護の面での行政サービスの向上がみられる。一方

で、社会経済情勢の変化等の外部要因を考慮する必要はあるものの、表3のとおり、外務省が大使館の設置時に想定していた効果等の一部が必ずしも十分に生じていないとみられる例もあった。

表3 想定していた効果等が必ずしも十分に生じていないとみられる例（大使館）

| 大使館名 | 想定していた効果等 | 設置後の状況 |
|--------------------------|---|---|
| 在クロアチア （平成10年2月設置） | 我が国との経済交流が拡大することが予想される。 | 日本との輸出入額は増加傾向にあり、大使館設置前の平成9年に比べ20年には4倍又は6倍に増加しているが、日本企業数については、平成17年度以降、7社又は8社と横ばいで推移しており、我が国からの投資面での拡大は進んでいない。 |
| 在アゼルバイジャン （平成12年1月設置） | エネルギー資源の多角化及び安定的確保という長期的な国益の観点からも、我が国にとりアゼルバイジャンとの経済関係の拡大は重要である。 | 日本からの輸入額は増加傾向にあり、大使館設置前の平成11年に比べ20年は2倍に増加している。 一方、日本への輸出額は、大使館設置から平成17年までの間は横ばい状態で推移してきたところ、18年から19年までにかけて大幅に増加したが、20年には前年の約75%減と変化が大きい状況となっている。 また、原油等の輸出実績については、大使館の設置から平成20年までの9年間で、3か年（平成13年、19年及び20年）にとどまっている。 |
| 在スロベニア （平成18年1月設置） | 日本企業にとってのスロベニア市場の魅力は急速に高まっていくものと考えられ、企業投資のための環境整備につきスロベニア政府への強いパイプとなるべき大使館の存在が不可欠である。 | 日本との輸出入額は若干の増加傾向にあり、大使館設置前の平成17年に比べ20年の日本からの輸入額は1.7倍に増加しているが、日本企業数については、大使館設置以前の4社から増加しておらず、我が国からの投資面での拡大は進んでいない。 |

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| <p>在モザンビーク (平成12年1 月設置)</p> | <p>日本・モザンビーク間の経済関係の緊密化及びそれに伴う在留邦人数の増加が予想される。</p> | <p>日本からの輸入額は、大使館の設置から平成19年までは増加傾向にあったが、20年は減少している。一方、日本への輸出額は、ほぼ横ばい状態となっている。</p> <p>また、日本企業数は、平成18年度に5社あったが19年度以降は2社に減少しており、我が国からの投資面での拡大は進んでいない。</p> <p>なお、在留邦人数は増加傾向にあり、平成20年度には124人(大使館設置前の2倍)となっている。</p> |
|-------------------------------------|--|--|

(注) 当省の調査結果による。

(総領事館)

6 総領事館については、主要業務である領事業務に係る各種指標の中から、データが把握できた主要6指標(在留邦人数、日本企業数、邦人援護件数、一般旅券発行件数、戸籍・国籍受理件数及び査証発給件数)の変化を分析する(注)とともに、アンケート調査等を行った。その結果、次のような状況がみられた。

(注) 大使館で用いた主要9指標のうち、7指標(日本からの短期渡航者数、日本への短期渡航者数、日本からの要人來訪件数、日本への要人往訪件数、日本からの輸入額、日本への輸出額及びODA援助額)については、総領事館が管轄する地域に係るデータが整備されていないため把握することができなかった。

① 6指標に係る総領事館設置直後又は設置前の値と平成20年度の値とを比較すると、表4のとおり、4総領事館(在チェンマイ総領事館、在重慶総領事館、在デンパサール総領事館及び在デンバー総領事館)が管轄する地域については、ほとんどの指標が増加している。

しかし、在濟州総領事館が管轄する地域については、比較できなかった日本企業数を除く5指標中3指標が減少しており、特に査証発給件数(98%減少)及び一般旅券発行件数(79%減少)の2指標で大幅に減少している(査証発給件数の減少理由については、後記②参照)。

また、在ユジノサハリンスク総領事館が管轄する地域については、一般旅券発行件数等の4指標は増加しているが、邦人援護件数(86%減少)が減少しており、その率も高くなっている。

表4 6総領事館が管轄する地域における主要指標の総領事館設置前後の比較

| 区 分 | 在ユジノサ ハリンスク | 在済州 | 在チェン マイ | 在重慶 | 在デンパ サル | 在デンバ ー |
|---------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 在留邦人数 | ○ (88%) | ○ (155%) | ○ (81%) | ○ (50%) | ○ (17%) | ○ (48%) |
| 日本企業数 | — | — | ○ (21%) | ▲ (-30%) | ○ (28%) | — |
| 邦人援護件数 | ▲ (-86%) | ○ (200%) | ○ (125%) | ○ (128%) | ○ (269%) | ○ (63%) |
| 一般旅券 発行件数 | ○ (575%) | ▲ (-79%) | ○ (135%) | ○ (58%) | ▲ (-37%) | ○ (47%) |
| 戸籍・国籍 受理件数 | ○ (—) | ▲ (-18%) | ○ (102%) | ○ (113%) | ○ (3%) | ○ (13%) |
| 査証発給件数 | ○ (49%) | ▲ (-98%) | ○ (58%) | ○ (157%) | ○ (15%) | ○ (9%) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各総領事館の設置直後又は設置前の値と平成20年度の値との比較結果であり、「○」は増加を、「▲」は減少を、「—」は比較データなしを、それぞれ示す。また、()内は、増加又は減少の割合であり、設置直後又は設置前のデータが0件のため割合を算出できないものは「—」とした。

② また、これら6指標について各総領事館の設置前から平成20年度までの経年推移をみると、表5のとおり、上記①とおおむね同様の傾向を示しており、在済州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館を除く4総領事館が管轄する地域では、多くの指標が増加傾向にあり、一部が横ばい傾向にある。

ただし、在済州総領事館が管轄する地域については、6指標中3指標が減少傾向にあり、特に、査証発給件数は、平成18年3月1日から韓国人に対する短期滞在査証が免除されたことから、18年以降大幅に減少しており、20年の実績は244件と15年のピーク時(13,119件)の2%まで減少している。

なお、外務省は、平成8年度の在済州総領事館の設置時に、その必要性について「駐在官事務所での査証発給件数は、平成6年は12,351件に達しており、全在外公館の査証発給件数のうち13位に相当する。」としていた。

また、在ユジノサハリンスク総領事館が管轄する地域については、6指標中4指標が減少傾向にある。在留邦人数は、平成13年度から18年度までは増加傾向にあったが、18年度に日本企業の参加の下に行われた大プロジェクト（「サハリンⅠ」及び「サハリンⅡ」）の施設工事が終了したことなどから、18年度の352人から20年度の173人へと半減しており、また、日本企業数は同総領事館設置前の約120社から20年度は35社へ大幅に減少している。

なお、外務省は、平成12年度の在ユジノサハリンスク総領事館の設置時に、その必要性について「「サハリンⅠ」、「サハリンⅡ」と称されるサハリン大陸棚の石油・天然ガス・プロジェクトで我が国企業が参加する最大級のエネルギー開発事業が始動しつつある。このプロジェクトは平成11年7月より原油の商業生産が開始されており、今後は現状と一変した人や資本の往来、経済的活況が見込まれる。」としていた。これらについて、同省は、①サハリンにおける石油・ガス開発の我が国にとっての重要性は、高まることはあっても低下することは想定されないこと、②サハリン州との貿易額は平成18年に比べ20年は、その3倍となっていること、③北方領土問題解決の促進を図るために在ユジノサハリンスク総領事館が重要な役割を果たしていることも考慮する必要があるとしている。

表5 6総領事館が管轄する地域における主要指標の傾向

| 区 分 | 在ユジノサ ハリンスク | 在濟州 | 在チェン マイ | 在重慶 | 在デンパ サー | 在デンバ ー |
|---------------|----------------|-----|------------|-----|------------|-----------|
| 在留邦人数 | ↓ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| 日本企業数 | ↓ | ↓ | ↑ | → | ↑ | → |
| 邦人援護件数 | ↓ | → | ↑ | → | → | → |
| 一般旅券 発行件数 | ↓ | ↓ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| 戸籍・国籍 受理件数 | → | → | ↑ | → | → | → |
| 査証発給件数 | ↑ | ↓ | ↑ | ↑ | ↑ | → |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、各総領事館の設置前から平成20年度までのデータを基に、その期間におけるおおよその傾向を整理したものであり、「↑」は増加傾向を、「→」は横ばい傾向を、「↓」は減少傾向を示す。

③ さらに、アンケート調査等の結果をみると、有効回答がなかった在デンパサー総領事館を除く5総領事館について、ほとんどの者が、総領事館の設置によって各種の情報や領事サービスの迅速な提供等を受けられるようになったとしている。

④ 上記①から③に記述したように、4総領事館（在チェンマイ総領事館、在重慶総領事館、在デンパサー総領事館及び在デンバー総領事館）が管轄する地域においては、日本企業支援や邦人保護等の面での行政サービスが向上している状況がみられた。

しかし、在濟州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館が管轄する地域においては、在留邦人数（在濟州総領事館）や査証発給件数（在ユジノサハリンスク総領事館）が増加しているものの、総領事館設置後の社会経済情勢の変化に伴い、領事業務に係る主要指標が減少傾向となっていることから、業務の実施体制について必要な見直しを行う余地があると考えられる。

また、社会経済情勢の変化等の外部要因を考慮する必要はあるものの、表6のとおり、外務省が総領事館の設置時に想定していた効果等の一部が必ずしも十分に生じていないとみられる例もあった。

表6 想定していた効果等が必ずしも十分に生じていないとみられる例（総領事館）

| 総領事館名 | 想定していた効果等 | 設置後の状況 |
|----------------------|--|---|
| 在重慶 （平成17年1月設置） | 重慶市及び四川省への日本企業の増加に伴い、知的財産権侵害の問題のほか、人的交流の拡大を背景に犯罪、事故等のトラブルが増加する。 | 日本企業数は、総領事館の設置前（平成15年度）は458社あったが、設置後の17年度は291社に減少し、その後18年度は315社、19年度は333社と増加したものの、20年度は322社に減少している。 |
| 在デンバー （平成11年1月設置） | ハイテク産業や研究開発活動の振興を背景に、コロラド州のアメリカ合衆国における重要性は一層高まっている。 総領事館が管轄する4州には、108社の日本企業が進出し、4,720人の在留邦人が滞在しており、我が国との関係はますます緊密化してくる。 | 日本企業数は、総領事館の設置前は108社あったが、経済情勢の変化により、設置後の平成13年度は33社に減少し、その後は40数社で推移した後、18年度以降は70社前後に増加しているものの、総領事館の設置前の水準には至っていない。 |

（注）当省の調査結果による。

また、外務省においては、新設在外公館の設置効果や設置後の社会経済情勢の変化等について、一定期間経過後に把握・分析するなどの取組は必ずしも十分行われてはいない。

イ 大使館未設置国等との比較

今回、外務省が在外公館の設置に当たって検討するとしている主な定量的指標を基に、近年大使館が設置された国と大使館未設置国（兼勤駐在官事務所（注1）が設置されている国を含む。以下同じ。）との比較及び近年設置された総領事館が管轄する地域と近年廃止された総領事館（出張駐在官事務所（注2）を設置したものに限り。以下同じ。）が管轄する地域との比較をしてみたところ、各国・地域における社会経済情勢、

治安状況、インフラの整備状況等が異なることを考慮する必要はあるが、次のような状況がみられた。

(注1) 兼轄する大使館の館員の一部が被兼轄国に常駐し、被兼轄国との連絡や領事業務等を行うために設けられる事務所をいう。

(注2) 在外公館の館員の一部が管轄する国・地域の一都市に常駐し、領事業務等を行うために設けられる事務所をいう。

(大使館)

平成19年度から21年度までに大使館が設置された16か国と大使館未設置国59か国における在留邦人数、日本企業数、日本への輸出額及び日本からの輸入額の4つの指標（いずれも直近3年間の平均値）を比較すると、表7のとおり、大使館未設置国の中には、すべての指標で、1か国ないし6か国の大使館設置国を上回っている例がみられた。また、地域的にみても、大洋州では、大使館設置国であるトンガより未設置国のバヌアツ及びマーシャルがすべての指標で上回っている。同様に、欧州では、大使館設置国であるラトビアより未設置国のアイスランドがすべての指標で上回っている。

表7 4つの指標すべてで、大使館未設置国が大使館設置国を上回っている例

| 未設置国名 (地域名) | 調査結果 |
|-----------------|--|
| バヌアツ (大洋州) | バヌアツは、4つの指標すべてで、近年大使館が設置された6か国（ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マリ、ベナン、ルワンダ及びトンガ）を上回っている。 これらのうち、トンガは、バヌアツと同じ大洋州の国である。 |
| マーシャル* (大洋州) | マーシャルは、4つの指標すべてで、近年大使館が設置された5か国（グルジア、マリ、ベナン、ルワンダ及びトンガ）を上回っている。 これらのうち、トンガは、マーシャルと同じ大洋州の国である。 |
| モルディブ (アジア) | モルディブは、4つの指標すべてで、近年大使館が設置された5か国（ボスニア・ヘルツェゴビナ、マリ、ルワンダ、ミクロネシア及びトンガ）を上回っている。 |
| アイスランド* (欧州) | アイスランドは、4つの指標すべてで、近年大使館が設置された3か国（ラトビア、ボツワナ及びルワンダ）を上回っている。 これらのうち、ラトビアは、アイスランドと同じ欧州の国である。 |
| バハマ (中南米) | バハマは、4つの指標すべてで、近年大使館が設置された3つの国（ラトビア、グルジア及びマリ）を上回っている。 |
| サモア及び | サモア及びソロモンは、4つの指標すべてで、近年大使館が設置さ |

| | |
|----------------|--------------|
| ソロモン* (大洋州) | れたマリを上回っている。 |
|----------------|--------------|

(注) 1 当省の調査結果による。

2 *印は、兼勤駐在官事務所が設置されている国を示す。

(総領事館)

平成8年度から17年度までに設置された6総領事館と8年度から21年度までに廃止された5総領事館が管轄する地域における在留邦人数、日本企業数、一般旅券発行件数及び査証発給件数の4つの指標(いずれも直近3年間の平均値)を比較すると、表8のとおり、すべての指標で、複数の廃止総領事館の管轄地域のデータを下回っているものが1公館みられた。

表8 4つの指標すべてで、複数の廃止総領事館を下回っている総領事館

| 総領事館名 | 調査結果 |
|-------|---|
| 在濟州 | 在濟州総領事館は、4つの指標すべてで、近年廃止された3総領事館(在マカッサル、在ポルトアレグレ及び在レシフェ)を下回っている。 |

(注) 当省の調査結果による。

(所見)

したがって、外務省は、当省の調査結果(後記項目2の関連事項を含む。)も踏まえて、在外公館の見直しを計画的に推進する必要がある。その際、新設在外公館については、一定期間経過後に設置効果を測定するとともに、他の在外公館については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その役割や業務の実施体制を見直すこと。

また、在濟州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館については、設置後の社会経済情勢の変化を踏まえ、業務の実施体制を見直す必要がある。

2 在外公館の業務の実施体制及び実施状況

(1) 業務の実施体制

(調査結果)

平成8年度から17年度までに設置された13在外公館（7大使館及び6総領事館）の財政規模及び職員の配置状況は、以下のとおりとなっている。

ア 財政規模

平成20年度の決算額をみると、表9のとおり、2億円以上のものが1大使館及び2総領事館、1億円以上2億円未満のものが5大使館及び2総領事館、1億円未満のものが1大使館及び2総領事館となっている。

表9 13在外公館における平成20年度決算額

| 区分 | 1億円未満 | 1億円以上2億円未満 | 2億円以上 |
|------|----------------|------------------------------------|------------------|
| 大使館 | 在東ティモール | 在クロアチア、在アンゴラ、在モザンビーク、在スロバキア、在スロベニア | 在アゼルバイジャン |
| 総領事館 | 在チェンマイ、在デンパサール | 在済州、在重慶 | 在デンバー、在ユジノサハリンスク |

(注) 当省の調査結果による。

また、平成16年度から20年度までの決算額の推移をみると、表10のとおり、増加傾向にあるものが5大使館及び1総領事館、横ばい傾向にあるものが2大使館及び5総領事館となっている。

表10 13在外公館における平成16年度から20年度までの決算額の推移

| 区分 | 増加傾向 | 横ばい傾向 |
|------|--|------------------------------|
| 大使館 | 在アゼルバイジャン、在クロアチア、在スロバキア、在スロベニア、在東ティモール | 在アンゴラ、在モザンビーク |
| 総領事館 | 在ユジノサハリンスク | 在デンバー、在チェンマイ、在済州、在重慶、在デンパサール |

(注) 当省の調査結果による。

イ 職員の配置状況

平成21年1月末の在外公館に勤務する職員総数（現地採用職員等を含む。以下同じ。）をみると、表11のとおり、19人以下のものが3大使館及び1総領事館、20人以上のものが4大使館及び5総領事館となっている。職員総数が最も多いのは在東ティモール大使館で30人、最も少ないのは在スロバキア大使館及び在スロベニア大使館で17人となっている。大使館及び総領事館においては、総務班、政治・経済・経済協力班、領事・警備班、広報文化班、官房班等、おおむね5班程度が置かれており、各班に館員と現地採用職員等が数人ずつ配置されている。

表11 13在外公館の職員配置状況（平成21年1月末）

（単位：人）

| 区分 | 19人以下 | 20人以上 |
|------|---------------------------------|---|
| 大使館 | 在スロバキア(17)、在スロベニア(17)、在アンゴラ(19) | 在クロアチア(21)、在アゼルバイジャン(23)、在モザンビーク(24)、在東ティモール(30) |
| 総領事館 | 在済州(19) | 在デンパサール(20)、在デンバー(21)、在ユジノサハリンスク(22)、在チェンマイ(23)、在重慶(23) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、職員総数である。

また、平成21年1月末の定員をみると、表12のとおり、9人以下のものが3大使館及び3総領事館、10人以上のものが4大使館及び3総領事館となっている。定員が最も多いのは在ユジノサハリンスク総領事館で14人、最も少ないのは在デンパサール総領事館で5人となっている。

表12 13在外公館の定員（平成21年1月末）

（単位：人）

| 区分 | 9人以下 | 10人以上 |
|------|-------------------------------|---|
| 大使館 | 在スロベニア(6)、在スロバキア(7)、在クロアチア(8) | 在アゼルバイジャン(11)、在モザンビーク(12)、在東ティモール(13)、在アンゴラ(13) |
| 総領事館 | 在デンパサール(5)、在デンバー(6)、在チェンマイ(8) | 在済州(10)、在重慶(13)、在ユジノサハリンスク(14) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、定員である。

さらに、平成17年1月末の定員(注)と21年1月末の定員を比較すると、在クロアチア大使館及び在デンパサール総領事館は増減がないが、他の6大使館及び5総領事館はいずれも1人から6人増加している。増員数が最も多いのは在アンゴラ大使館で7人から13人へと6人増加している。

(注) 在スロベニア大使館及び在デンパサール総領事館は、平成17年度に設置されたことから、平成18年1月末の定員である。

しかし、平成21年1月末の欠員（現員が定員を下回る場合、その差を「欠員」という。以下同じ。）の発生状況をみると、表13のとおり、在重慶総領事館では定員13人の半数に近い6人が欠員となっているほか、在アンゴラ大使館では定員13人中5人、在ユジノサハリンスク総領事館では定員14人中5人が欠員となっているなど、6大使館及び4総領事館において1人から6人の欠員が生じている。

表13 13在外公館の欠員の発生状況（平成21年1月末）

（大使館）

（単位：人）

| 区分 | 在アンゴラ | 在モザンビーク | 在アゼルバイジャン | 在東ティモール | 在スロバキア | 在クロアチア | 在スロベニア |
|----|-------|---------|-----------|---------|--------|--------|--------|
| 定員 | 13 | 12 | 11 | 13 | 7 | 8 | 6 |
| 現員 | 8 | 8 | 8 | 12 | 6 | 7 | 7 |
| 欠員 | 5 | 4 | 3 | 1 | 1 | 1 | — |

（総領事館）

| 区分 | 在重慶 | 在ユジノサハリンスク | 在済州 | 在チェンマイ | 在デンバー | 在デンパサール |
|----|-----|------------|-----|--------|-------|---------|
| 定員 | 13 | 14 | 10 | 8 | 6 | 5 |
| 現員 | 7 | 9 | 6 | 7 | 6 | 5 |
| 欠員 | 6 | 5 | 4 | 1 | 0 | 0 |

(注) 当省の調査結果による。

平成20年度の欠員が比較的多い重慶総領事館、在アンゴラ大使館、在ユジノサハリンスク総領事館、在モザンビーク大使館及び在済州総領事館について、16年度から20年度までの5年間の欠員の発生状況をみると、表14のとおり、いずれも3年から5年連続で2人以上の欠員が生じており、いわば欠員が常態化している状況となっている。

表14 5在外公館の欠員の発生状況の推移

(単位：人)

| 在外公館名 | 区分 | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------|----|--------|------|------|------|------|
| 在重慶総領事館 | 定員 | 9 | 9 | 10 | 13 | 13 |
| | 現員 | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 欠員 | 4 | 2 | 3 | 6 | 6 |
| 在アンゴラ大使館 | 定員 | 7 | 8 | 9 | 13 | 13 |
| | 現員 | 2 | 5 | 7 | 7 | 8 |
| | 欠員 | 5 | 3 | 2 | 6 | 5 |
| 在ユジノサハリンスク総領事館 | 定員 | 11 | 12 | 13 | 13 | 14 |
| | 現員 | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 |
| | 欠員 | 1 | 2 | 3 | 3 | 5 |
| 在モザンビーク大使館 | 定員 | 8 | 9 | 10 | 12 | 12 |
| | 現員 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 欠員 | 0 | 1 | 2 | 4 | 4 |
| 在済州総領事館 | 定員 | 9 | 9 | 9 | 10 | 10 |
| | 現員 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| | 欠員 | 2 | 2 | 3 | 4 | 4 |

(注) 1 当省の調査結果による。
2 各年度とも1月末の人数である。

なお、これらの在外公館においては、表14のとおり、平成17年度から20年度にかけて、いずれも1人から5人の増員措置が講じられているが、増員分に見合う職員の配置が行われていない。このことについて、外務省は、「現地の厳しい勤務・生活環境等の事情による」としている。

(所見)

したがって、外務省は、在外公館における欠員の発生状況やそれによる

支障の有無を十分把握・検討し、合理的な理由がないまま欠員が常態化している場合は、速やかに定員を削減する必要がある。

(2) 領事業務

(制度の概要)

海外渡航者や在留邦人の増加に伴い、海外における日本人の安全の確保や旅券の発行、査証の発給等を行う領事業務の重要性が増大している。このため、外務省は、平成16年10月の海外交流審議会答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」の提言（国民の視点に立った領事サービスの強化、海外における日本人の安全確保及び緊急事態対応等のための提言）等を踏まえ、各種の領事サービスの向上に取り組んでいるところであるが、グローバル化が進展する中で、引き続き海外の日本人に対する領事サービスを一層効果的かつ効率的に実施していくことが必要となっている。

外務省（本省）は、在外公館における領事サービスの向上を図る観点から、その実施状況について、在外公館から、在留邦人数、日本企業数、邦人援護件数等の定期的な報告を求め、その結果を公表している。

(調査結果)

今回、平成8年度から17年度までに設置された13在外公館（7大使館及び6総領事館）における直近3年間の領事業務の実施体制及び実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

ア 領事業務の実施体制

13在外公館の領事業務担当職員数（注）について、直近3年間の平均値で比較すると、平均は2.73人（職員総数の13.4%）となっている。このうち、最も多いのは在チェンマイ総領事館の6.21人（同28.2%）、次いで、在デンパサール総領事館の5.93人（同32.4%）、在デンバー総領事館の3.77人（同18.0%）、在重慶総領事館の3.56人（同15.9%）などとなっている。これらに対して、最も少ないのは在モザンビーク大使館の1.08人（同4.9%）、次いで、在東ティモール大使館の1.14人（同4.4%）、在スロバキア大使館の1.17人（同6.8%）などとなっている。

（注）領事業務担当職員数は、当該業務に従事している館員及び現地採用職員等の合計

(現員ベース)である。また、複数の業務を兼務している場合は、兼務状況を基に按分した人数を用いた。

イ 領事業務の実施状況

13在外公館における領事業務の実施状況について、データが把握できた主要7指標（在留邦人数、日本企業数、日本からの短期渡航者数、邦人援護件数、一般旅券発行件数、戸籍・国籍受理件数及び査証発給件数）の直近3年間の平均値を基に、領事業務担当職員1人当たりの業務量(注)を算出して比較したところ、次のような状況がみられた。

(注) 領事業務主要7指標の直近3年間の平均値を、上記アで算出した領事業務担当職員数の直近3年間の平均値で除して算出した。

① 7指標の職員1人当たりの業務量

i 在留邦人数

領事業務担当職員1人当たりの在留邦人数は、13在外公館の平均が287.5人であり、最も多いのは在デンバー総領事館の2,131.6人、次いで、在チェンマイ総領事館の409.9人、在デンパサール総領事館の318.4人、在重慶総領事館の171.0人、在スロバキア大使館の167.5人、在モザンビーク大使館の106.8人となっている。他の在外公館はいずれも100人未満であり、最も少ないのは在アゼルバイジャン大使館の19.9人となっている。職員1人当たりの在留邦人数は、最も多いものと最も少ないものとは約107倍の差が生じている。

ii 日本企業数

領事業務担当職員1人当たりの日本企業数は、13在外公館の平均が14.9社であり、最も多いのは在重慶総領事館の90.8社、次いで、在スロバキア大使館の34.8社、在デンバー総領事館の18.1社、在ユジノサハリンスク総領事館の14.9社、在チェンマイ総領事館の10.2社となっている。他の在外公館はいずれも10社未満であり、最も少ないのは在済州総領事館の0.5社となっている。職員1人当たりの日本企業数は、最も多いものと最も少ないものとは約182倍の差が生じている。

iii 日本からの短期渡航者数

領事業務担当職員 1 人当たりの日本からの年間短期渡航者数は、データが把握できた 6 在外公館（在クロアチア大使館、在アゼルバイジャン大使館、在スロバキア大使館、在スロベニア大使館、在アンゴラ大使館及び在済州総領事館）の平均が 2 万 6,716.8 人であり、最も多いのは在クロアチア大使館の 6 万 9,215.7 人、次いで、在済州総領事館の 5 万 5,953.4 人、在スロベニア大使館の 2 万 2,005.6 人、在スロバキア大使館の 1 万 2,284.0 人となっている。最も少ないのは在アンゴラ大使館の 206.5 人となっている。職員 1 人当たりの日本からの年間短期渡航者数は、最も多いものと最も少ないものとは約 335 倍の差が生じている。

iv 邦人援護件数

領事業務担当職員 1 人当たりの年間邦人援護件数は、13 在外公館の平均が 7.9 件であり、最も多いのは在チェンマイ総領事館の 22.0 件、次いで、在デンパサール総領事館の 14.3 件、在重慶総領事館の 12.1 件、在モザンビーク大使館の 11.8 件、在スロバキア大使館の 11.7 件、在デンバー総領事館の 10.5 件となっている。他の在外公館はいずれも 10 件未満であり、最も少ないのは在東ティモール大使館の 1.8 件となっている。職員 1 人当たりの年間邦人援護件数は、最も多いものと最も少ないものとは約 12 倍の差が生じている。

v 一般旅券発行件数

領事業務担当職員 1 人当たりの年間一般旅券発行件数は、13 在外公館の平均が 30.3 件であり、最も多いのは在デンバー総領事館の 183.5 件、次いで、在チェンマイ総領事館の 58.1 件、在デンパサール総領事館の 52.0 件となっている。他の在外公館はいずれも 50 件未満であり、最も少ないのは在アンゴラ大使館の 0.6 件となっている。職員 1 人当たりの年間一般旅券発行件数は、最も多いものと最も少ないものとは約 306 倍の差が生じている。

vi 戸籍・国籍受理件数

領事業務担当職員 1 人当たりの年間戸籍・国籍受理件数は、13 在外公館の平均が 9.3 件であり、最も多いのは在デンバー総領事館の

65.4件、次いで、在デンパサール総領事館の19.2件、在チェンマイ総領事館の15.0件、在スロバキア大使館の5.1件となっている。他の在外公館はいずれも5件未満であり、最も少ないのは在東ティモール大使館、在アンゴラ大使館及び在ユジノサハリンスク総領事館でいずれも0.3件となっている。職員1人当たりの年間戸籍・国籍受理件数は、最も多いものと最も少ないものとは218倍の差が生じている。

vii 査証発給件数

領事業務担当職員1人当たりの年間査証発給件数は、13在外公館の平均が706.8件であり、最も多いのは在重慶総領事館の4,869.9件、次いで、在ユジノサハリンスク総領事館の2,132.5件、在チェンマイ総領事館の501.0件、在アゼルバイジャン大使館の344.8件、在デンパサール総領事館の301.9件、在デンバー総領事館の237.1件となっている。他の在外公館はいずれも200件未満であり、最も少ないのは在クロアチア大使館の51.6件となっている。職員1人当たりの年間査証発給件数は、最も多いものと最も少ないものとは約94倍の差が生じている。

② 業務量からみた領事業務の実施体制

上記①の分析結果を基に、13在外公館における領事業務の実施体制（担当職員数）が業務量に見合った合理的なものとなっているかとの観点から調査したところ、次のとおり、担当職員の配置を見直す余地のあるものがみられた。

- i 在アンゴラ大使館の領事業務担当職員は2.22人配置されており、主要指標を基に年間業務量をみると、邦人援護件数が4.7件、一般旅券発行件数が1.3件、戸籍・国籍受理件数が0.7件及び査証発給件数が341.7件となっている。

しかし、他の大使館と比較すると、表15のとおり、例えば、在スロバキア大使館の領事業務担当職員は、在アンゴラ大使館より1.05人少ない1.17人配置されており、年間業務量をみると、邦人援護件数が13.7件（職員1人当たりの年間業務量に換算すると11.7件）、一

一般旅券発行件数が25.7件（同22.0件）、戸籍・国籍受理件数が6.0件（同5.1件）となっている。このように、4指標中3指標で、在アンゴラ大使館の年間業務量は在スロバキア大使館の職員1人当たりの年間業務量をも下回る状況となっている。

表15 2大使館における領事業務の実施体制及び年間業務量の比較

（単位：人、件）

| 大使館名 | 領事業務 担当職員数 | 邦人援護件数 | 一般旅券 発行件数 | 戸籍・国籍 受理件数 | 査証発給件数 |
|--------|---------------|----------------|----------------|---------------|------------------|
| 在アンゴラ | 2.22 | 4.7 (2.1) | 1.3 (0.6) | 0.7 (0.3) | 341.7 (153.9) |
| 在スロバキア | 1.17 | 13.7 (11.7) | 25.7 (22.0) | 6.0 (5.1) | 193.3 (165.2) |

（注）1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、職員1人当たりに換算した業務量である。

ii 在済州総領事館の領事業務担当職員は3.24人配置されており、主要指標を基に年間業務量をみると、邦人援護件数が16.7件、一般旅券発行件数が23.7件、戸籍・国籍受理件数が9.3件及び査証発給件数が291.3件となっている。

しかし、他の総領事館と比較すると、表16のとおり、例えば、在チェンマイ総領事館では、領事業務担当職員が6.21人と在済州総領事館より2.97人多いものの、職員1人当たりの年間業務量をみると、邦人援護件数が22.0件、一般旅券発行件数が58.1件、戸籍・国籍受理件数が15.0件、査証発給件数が501.0件となっており、すべての指標で、在済州総領事館の年間業務量は在チェンマイ総領事館の職員1人当たりの年間業務量を下回る状況となっている。

表16 2 総領事館における領事業務の実施体制及び年間業務量の比較

(単位：人、件)

| 総領事館名 | 領事業務 担当職員数 | 邦人援護件数 | 一般旅券 発行件数 | 戸籍・国籍 受理件数 | 査証発給件数 |
|--------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|--------------------|
| 在 濟 州 | 3.24 | 16.7 (5.2) | 23.7 (7.3) | 9.3 (2.9) | 291.3 (89.9) |
| 在チェンマイ | 6.21 | 136.7 (22.0) | 360.7 (58.1) | 93.0 (15.0) | 3,111.0 (501.0) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、職員1人あたりに換算した業務量である。

外務省（本省）は、各在外公館の領事業務の実施体制を把握するため、在外公館から、毎年7月1日現在で「公館別領事体制基礎データ調査票」（注）の報告を求めているほか、職員の配置（兼務）状況を示す資料を活用して領事業務担当職員の他班業務の兼務状況の詳細を把握していると説明している。しかし、上記のとおり、在外公館の中には、領事業務に係る職員1人当たりの年間業務量に差が生じており、今後、管轄する国・地域による違いを考慮しつつ、現行の業務実施体制が業務量に見合ったものとなっているか、的確に把握・分析していくことが重要である。

(注) 領事業務の実施体制に係る主な調査項目は、担当職員名、担当業務（兼務状況を含む。）、勤務年数、研修受講実績等となっている。

（所見）

したがって、外務省は、在外公館における領事業務の効率的実施を推進する観点から、在外公館における領事業務の実施体制及び実施状況を的確に把握・分析し、業務量に見合った合理的な職員配置となるよう速やかに見直す必要がある。

また、在アンゴラ大使館及び在濟州総領事館については、領事業務の実施体制を業務量に見合ったものとなるよう見直す必要がある。

(3) 広報文化業務

(制度の概要)

外務省は、「外交政策を効果的に展開するためには、各国の政策決定層に対する直接的な働き掛けに加えて、支持基盤となる各国の一般国民層を念頭に、情報発信や交流の促進を通じ、日本に対する関心を高め、好意的な印象の形成に努めることが重要である。」(外交青書2009)との観点から、次のような海外広報、国際文化交流の促進等に係る施策を推進している。

① 海外広報

海外における対日理解の促進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するため、政策広報(我が国の政策に対する理解と信頼の向上を目指した戦略的広報等)や一般広報(我が国に対する基本的な理解の促進、親日感の醸成等を目指した広報)等を実施している。具体的には、在外公館における広報事業(講演会やセミナーの実施、現地メディアへの発信等)、映像資料、印刷物等の作成、配布や英語版のホームページ等インターネットを通じた広報を実施している。

② 国際文化交流の促進

各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、伝統文化に加えアニメ・マンガ等のポップカルチャーを活用した文化事業、諸外国の各界において将来指導的な立場に就くことが有力視される者の招へい等の人物交流事業、日本語の普及や海外における日本研究・知的交流の促進等の事業を実施している。

③ 文化の分野における国際協力

文化の分野における国際貢献を行うことにより、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献するとともに、親日感を醸成するため、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)を通じた協力(世界の文化遺産の保存・修復、人材育成への支援等)や国際連合大学を通じた協力(地球規模の課題の研究や人材育成への支援等)、ODAの一つとしての文化無償資金協力を実施している。

外務省(本省)は、同省が定めた対欧州等の地域別又は国別の広報文化交流についての基本的考え方を基に、在外公館に対して、その管轄する国・

地域の実情を踏まえた効果的な広報文化業務を行うよう指示しており、その実績について、「広報文化交流事業報告書」の年2回の提出を求めている。

(調査結果)

今回、平成8年度から17年度までに設置された13在外公館（7大使館及び6総領事館）における直近3年間の広報文化業務の実施体制及び実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

ア 広報文化業務の実施体制

- ① 7大使館の広報文化担当職員数(注)について、直近3年間の平均値と比較すると、表17のとおり、7大使館の平均は1.18人（職員総数の5.9%）であり、最も多いのは在クロアチア大使館の1.83人（同8.9%）、最も少ないのは在アンゴラ大使館の0.58人（同3.2%）となっている。在アンゴラ大使館の担当職員0.58人の内訳は館員0.28人及び現地採用職員等0.30人であり、いずれも政務や領事等の他の業務を2つ以上兼務している状況となっている。

(注) 広報文化担当職員数は、当該業務に従事している館員及び現地採用職員等の合計（現員ベース）である。また、複数の業務を兼務している場合は、兼務状況を基に按分した人数を用いた（総領事館についても同じ。）。

表17 7大使館における広報文化業務の実施体制

(単位：人、%)

| 大使館名 | 広報文化担当職員数 (a) | 職員総数 (b) | 割合 (a/b×100) |
|-----------|------------------|-------------|-----------------|
| 在クロアチア | 1.83 | 20.67 | 8.9 |
| 在アゼルバイジャン | 1.44 | 23.33 | 6.2 |
| 在スロバキア | 1.33 | 17.33 | 7.7 |
| 在東ティモール | 1.22 | 25.67 | 4.8 |
| 在スロベニア | 1.02 | 13.67 | 7.5 |
| 在モザンビーク | 0.84 | 22.00 | 3.8 |
| 在アンゴラ | 0.58 | 18.00 | 3.2 |
| 平均 | 1.18 | 20.10 | 5.9 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

- ② 上記①と同様に、6総領事館の広報文化担当職員数を比較すると、

表18のとおり、6総領事館の平均は1.90人（職員総数の9.1%）であり、最も多いのは在済州総領事館の2.80人（同14.7%）、最も少ないのは在デンパサール総領事館の0.75人（同4.1%）となっている。

表18 6総領事館における広報文化業務の実施体制

（単位：人、%）

| 総領事館名 | 広報文化担当職員数 (a) | 職員総数 (b) | 割合 (a/b×100) |
|------------|------------------|-------------|-----------------|
| 在済州 | 2.80 | 19.00 | 14.7 |
| 在デンバー | 2.52 | 21.00 | 12.0 |
| 在重慶 | 2.52 | 22.33 | 11.3 |
| 在チェンマイ | 1.55 | 22.00 | 7.0 |
| 在ユジノサハリンスク | 1.25 | 22.00 | 5.7 |
| 在デンパサール | 0.75 | 18.33 | 4.1 |
| 平均 | 1.90 | 20.78 | 9.1 |

（注）1 当省の調査結果による。

2 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

- ③ このように、調査した在外公館の職員総数は、7大使館の平均が20.10人、6総領事館の平均が20.78人とほぼ同数であるが、広報文化担当職員数については、総領事館（平均1.90人）の方が大使館（平均1.18人）の約1.6倍となっている。

イ 広報文化業務の実施状況

在外公館は、その管轄する国・地域における日本の情報発信の拠点又はその国・地域と日本との交流の拠点であり、現地の実情等を踏まえつつ、設置後速やかかつ積極的に海外広報、国際文化交流等の広報文化業務を実施することが求められている。

在外公館における広報文化業務の実施状況を把握・分析するに当たっては、その管轄する国・地域の治安状況、電気、通信等各種のインフラの整備状況、国民の日本に対する理解や関心の度合いなどの違いを考慮する必要があるものの、これらに関するデータが十分整備されていないことから、今回の調査では、外務省（本省）が定期的な報告を求めている。

る各種事業（講演会等、海外広報ビデオの上映等、日本文化の紹介に関する事業（以下「日本文化紹介事業」という。）、日本語普及関連事業、帰国留学生フォローアップ事業などの10事業をいう。以下同じ。）の実施回数等を基に、在外公館間の比較を行った。その結果、次のとおり、広報文化業務を比較的活発に行っているとみられる在外公館がある一方、業務の実施実績が比較的乏しいとみられる在外公館があった。

① 7大使館における広報文化業務の実施状況について、各種事業の実施回数等を直近3年間の平均値で比較すると、表19のとおり、比較的活発に多様な事業が行われているとみられるのは、在クロアチア大使館と在アゼルバイジャン大使館である。例えば、在クロアチア大使館における各種事業の実施回数等は、講演会等が7.0回（7大使館の平均は3.6回）、海外広報ビデオの上映等が24.7回（同11.1回）、日本文化紹介事業が11.0回（同4.9回）、帰国留学生フォローアップ事業等が5.3回（同2.4回）など、調査した10事業のほとんどで7大使館の平均を上回る状況となっている。同大使館が行っている具体的な日本文化紹介事業の例としては、日本食フェア、茶道デモンストレーション、ひなまつり、日本語弁論大会等があり、これらのうち、ひなまつりと日本語弁論大会は毎年度継続的に行われている。

他方、在アンゴラ大使館、在東ティモール大使館及び在モザンビーク大使館では、例えば、講演会等はそれぞれ1.3回、0.7回及び0.3回、海外広報ビデオの上映等はそれぞれ0.3回、0.7回及び2.0回、日本文化紹介事業はそれぞれ0.3回、2.3回及び1.0回など、調査した10事業のほとんどで7大使館の平均を下回る状況となっている。在アンゴラ大使館が行った日本文化紹介事業は、3年間で日本文化祭りを1回実施したのみである。また、在モザンビーク大使館が行った日本文化紹介事業は、日本映画祭や和太鼓公演、柔道専門家によるデモンストレーションであるが、いずれも単年度のみの実施であり複数年度にわたって継続的に行われているものはない。

表19 7大使館における広報文化業務の実施状況

(単位：回、事業)

| 大使館名 | 講演会等 | 海外広報ビデオの上映等 | 日本文化紹介事業 | 日本語普及関連事業 | 帰国留学生フォローアップ事業等 | 7大使館の平均を上回る事業数(全10事業) |
|-----------|------|-------------|----------|-----------|-----------------|-----------------------|
| 在クロアチア | 7.0 | 24.7 | 11.0 | 3.3 | 5.3 | 9 |
| 在アゼルバイジャン | 8.7 | 29.0 | 4.0 | 1.0 | 2.3 | 7 |
| 在スロバキア | 1.0 | 16.0 | 11.0 | 0.0 | 2.7 | 4 |
| 在スロベニア | 6.3 | 4.7 | 5.0 | 0.3 | 4.3 | 4 |
| 在モザンビーク | 0.3 | 2.0 | 1.0 | 0.0 | 2.0 | 2 |
| 在東ティモール | 0.7 | 0.7 | 2.3 | 0.0 | 0.0 | 1 |
| 在アンゴラ | 1.3 | 0.3 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 0 |
| 平均 | 3.6 | 11.1 | 4.9 | 0.7 | 2.4 | |

(注) 当省の調査結果による。

- ② 上記①と同様に、6総領事館における広報文化業務の実施状況を比較すると、表20のとおり、比較的活発に多様な事業が行われているとみられるのは、在重慶総領事館と在デンバー総領事館である。例えば、在重慶総領事館における各種事業の実施回数等は、調査した9事業(注)のうち5事業で6総領事館の平均を上回る状況となっており、特に日本語普及関連事業は11.3回(6総領事館の平均は2.6回)、帰国留学生フォローアップ事業等は5.0回(同1.8回)と他の総領事館を上回っている。また、在デンバー総領事館は、海外広報ビデオの上映等が117.0回(6総領事館の平均は39.1回)と他の総領事館を上回っているほか、日本文化紹介事業が17.3回(同10.7回)と6総領事館の中で最も多くなっている。これらの総領事館が毎年度継続的に実施している具体的な日本文化紹介事業の例としては、日本文化祭(在重慶総領事館)や、日本映画祭、日本語弁論大会(いずれも在デンバー総領事館)等がある。

(注) 外務省(本省)が定期的な報告を求めている10事業のうち、「大使館推薦国費留学生数」については、総領事館単位での把握が困難であることから、事業数から除外した。

他方、在デンパサール総領事館では、例えば、講演会等は2.0回、海外広報ビデオの上映等は18.3回、日本文化紹介事業は0.3回など、

調査した9事業すべてにおいて6総領事館の平均を下回っている。

表20 6総領事館における広報文化業務の実施状況

(単位：回、事業)

| 総領事館名 | 講演会等 | 海外広報 ビデオの 上映等 | 日本文化 紹介事業 | 日本語普 及関連事 業 | 帰国留学 生フォロー アップ 事業等 | 6総領事館 の平均を上 回る事業数 (全9事業) |
|------------|------|---------------------|--------------|-------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 在重慶 | 14.7 | 17.0 | 10.0 | 11.3 | 5.0 | 5 |
| 在デンバー | 11.3 | 117.0 | 17.3 | 1.7 | 0.0 | 4 |
| 在済州 | 5.7 | 64.7 | 12.0 | 0.3 | 1.0 | 4 |
| 在チェンマイ | 10.0 | 4.3 | 12.7 | 0.0 | 2.0 | 4 |
| 在ユジノサハリンスク | 1.7 | 13.3 | 12.0 | 1.0 | 2.7 | 3 |
| 在デンパサール | 2.0 | 18.3 | 0.3 | 1.0 | 0.3 | 0 |
| 平均 | 7.6 | 39.1 | 10.7 | 2.6 | 1.8 | |

(注) 当省の調査結果による。

- ③ また、13在外公館における広報文化業務の実施体制と実施状況の関連をみると、表21のとおり、総じて、担当職員数が少ない在外公館は各種事業の実施回数等が在外公館の平均を上回る事業も少なく（在アンゴラ大使館、在モザンビーク大使館及び在デンパサール総領事館）、担当職員数が多い在外公館は各種事業の実施回数等が在外公館の平均を上回る事業も多く（在クロアチア大使館及び在重慶総領事館）なっている。

表21 13在外公館における広報文化業務の実施体制及び実施状況

(単位：人、事業)

| 大使館名 | 広報文化 担当職員 数 | 7大使館の平 均を上回る事 業数(全10事 業) | 総領事館名 | 広報文化 担当職員 数 | 6総領事館の 平均を上回る 事業数(全9 事業) |
|-----------|-------------------|-----------------------------------|------------|-------------------|-----------------------------------|
| 在クロアチア | 1.83 | 9 | 在済州 | 2.80 | 4 |
| 在アゼルバイジャン | 1.44 | 7 | 在重慶 | 2.52 | 5 |
| 在スロバキア | 1.33 | 4 | 在デンバー | 2.52 | 4 |
| 在東ティモール | 1.22 | 1 | 在チェンマイ | 1.55 | 4 |
| 在スロベニア | 1.02 | 4 | 在ユジノサハリンスク | 1.25 | 3 |
| 在モザンビーク | 0.84 | 2 | 在デンパサール | 0.75 | 0 |
| 在アンゴラ | 0.58 | 0 | | | |

(注) 当省の調査結果による。

外務省（本省）は、在外公館の広報文化業務の実施体制について、各班別の職員配置（兼務）状況を示す資料により、また、当該業務の実施状況について、「広報文化交流事業報告書」により、それぞれ把握している。しかし、広報文化業務の実施体制及び実施状況について、上記のような管轄する国・地域による違いを踏まえつつ各在外公館の比較を行うなどの分析は必ずしも十分行われていない。

④ また、13在外公館におけるホームページの運営状況をみると、次のとおり、在外公館の設置からホームページの開設までに長期間を要している例や、ホームページの掲載内容が不十分となっている例等がみられた。

i 13在外公館の中には、在外公館の設置から9年6か月後にホームページを開設している例（在モザンビーク大使館）や、在外公館の設置から約10年を経過した時点においても日本語ホームページが作成中となっている例（在アゼルバイジャン大使館）、在外公館の設置から約9年を経過した時点においても現地語ホームページが作成中となっている例（在ユジノサハリンスク総領事館）がある。

ii 13在外公館のホームページの掲載内容（平成21年12月8日現在）をみると、次のような例がみられた。

- i) 在デンパサール総領事館では、独自のホームページを開設していない。ただし、在インドネシア大使館のホームページに、同総領事館が管轄する地域に係る情報の一部が掲載されている。
- ii) 在スロベニア大使館及び在モザンビーク大使館では、海外の在留邦人が事件や事故に巻き込まれないように普段から留意すべき事項や、戦争、暴動等の緊急事態への備えと緊急時の対処方法が記載された「安全の手引き」が掲載されていない。
- iii) 在モザンビーク大使館では、旅券、戸籍、在留届等に係る領事関連情報が掲載されていない。
- iv) 在クロアチア大使館、在東ティモール大使館、在モザンビーク大使館及び在済州総領事館では、現地の滞在制度等の各種生活情報の全部又は一部が掲載されていない。

また、外務省（本省）では、在外公館におけるホームページの作成及び運営を支援するため、セキュリティ強化対策に係る指示、ホームページの作成に係る研修等を実施するとともに、平成21年11月に、我が国の在外公館としての統一性を確保するための措置や最低限提供すべき情報等を定めた「在外公館ホームページ運営の手引き」（外務省大臣官房IT広報室）を作成し、その徹底を図ることとしている。

当該手引では、上記 ii) の安全情報や、iii) の領事関連情報、iv) の滞在制度等の各種生活情報については、最低限提供すべき情報の一つとして盛り込まれているものの、ホームページの開設までの目安となる期間は定められておらず、また、外務省（本省）は、各在外公館のホームページの掲載内容など運営状況を定期的にフォローアップしていない。

（所見）

したがって、外務省は、在外公館における広報文化業務のより効果的かつ効率的な実施を推進する観点から、在外公館が管轄する国・地域の治安状況、通信等各種のインフラの整備状況等の違いを踏まえつつ、次の措置を講ずる必要がある。

① 在外公館における広報文化業務の実施体制及び実施状況を的確に把握・分析し、他の在外公館に比べ実績が乏しい在外公館に対しては、必要な指導を強化すること。

② 在外公館に対し、平成21年11月に作成した「在外公館ホームページ運営の手引き」に即したホームページの運営をするよう徹底すること。

また、当該手引に新設在外公館におけるホームページの開設までの目安となる期間を定めホームページの早期開設を推進すること。

さらに、在外公館におけるホームページの運営状況を定期的にフォローアップし、効果的な取組事例や要改善事項を取りまとめ、在外公館に情報提供・指示すること。

(4) その他

(調査結果)

上記のほか、調査した在外公館において、次のとおり、改善を要する状況がみられた。

ア 大使の着任時期

外務省が平成14年8月21日に発表した「外務省改革「行動計画」」において、「在外公館においては、我が国の国益増進の最前線に立っているとの認識の下、館長自らが陣頭指揮に当たるとともに、館長が責任をもって館員を指導し在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制を作る。」とされており、大使館が設置されたときは、館員はもとより館長たる大使は速やかに着任し、円滑な外交業務を遂行していくことが求められている。

現在、外務省は、大使について、発令日から40日以内に現任地を出発しなければならないとしている（外務公務員の赴任及び帰朝に関する規則（昭和27年4月12日作成。昭和56年12月10日最終改正（官房長決裁））第2条）。

今回、平成8年度から20年度までに設置された17大使館における初代大使の着任状況を調査したところ、大使館の設置から大使の着任までに要した期間の平均は約5か月（141日）であり、設置後29日で着任している例（在東ティモール大使館）がある一方、8大使館（47.1%）では5か月以上要しており、中には、10か月を超えている例（在モザンビーク大使館（313日））や6か月を超えている例（在マラウイ大使館（205日）及び在マリ大使館（213日））がみられた。

また、大使館の設置から大使の発令までに要した期間を調査したところ、平均は3か月を超えており（104日）、設置後15日で発令している例（在東ティモール大使館及び在ラトビア大使館）がある一方、9か月を超えている例（在モザンビーク大使館（277日））や5か月を超えている例（在マラウイ大使館及び在マリ大使館（共に168日））がみられた。

さらに、大使の発令から着任までに要した期間を調査したところ、「発

令日から40日以内に現任地を出発しなければならない。」との現行ルールの下、様々な事情があるにしても、平均は37日となっている。

なお、当省の調査期間中に設置された6大使館（平成21年12月から22年1月までに設置）においては、大使館の設置から大使の着任までに要した期間の平均は約2か月（56日）、設置から大使の発令までに要した期間の平均は19日、発令から着任までに要した期間の平均は37日となっており、大使の発令の早期化が図られているところであるが、今後も引き続きこのような取組等による大使の早期着任を推進していくことが重要である。

イ 短期渡航者数の把握

外務省は、在外公館に対し、海外における緊急事態発生時の邦人保護活動に備えた在外公館の体制整備状況を把握するための調査（注）の1項目として、「大使館（総領事館）管轄地域の在留邦人数及び管轄国への年間邦人渡航者数（以下「短期渡航者数」という。）」の報告を求めている。

（注）「緊急事態における邦人保護のための在外公館体制調査」（平成20年度からは毎年実施。それ以前は隔年実施）。短期渡航者数は、大使館にのみ報告を求めている。

今回、平成8年度から17年度までに設置された7大使館における日本からの短期渡航者数の把握状況及び外務省（本省）への報告状況（20年度）を調査したところ、3大使館（在クロアチア大使館、在スロバキア大使館及び在スロベニア大使館）は管轄する国のデータを基に短期渡航者数を把握し報告しているが、4大使館（在アゼルバイジャン大使館、在東ティモール大使館、在モザンビーク大使館及び在アンゴラ大使館）は報告しておらず、その理由について、「管轄する国のデータが公表されていないため把握できない。」としている。

しかし、当省の調査によれば、財団法人アジア太平洋観光交流センターが、国際連合の専門機関である世界観光機関（World Tourism Organization：UNWTO）（注）からのデータ提供を受けて作成している「世界観光統計資料集」に、日本からの短期渡航者数が世界の主要な国・地域別に公表されており、短期渡航者数を把握できないとしている4大使館のうち2大使館（在アゼルバイジャン大使館及び在アンゴラ大

使館)については当該データを活用する余地がある。

(注) 世界観光機関は、観光の振興・発展により世界の経済的発展、国際平和、人権尊重などに寄与することを目的に昭和50年に設立され、平成15年に国際連合の専門機関となった。本部をマドリッドに置き、大阪にアジア太平洋センターが置かれている。平成22年3月現在、加盟国は154か国で、観光振興のための国際会議の開催、開発途上国に対する観光事業従事者の育成支援、市場調査、観光統計の作成等の活動を行っている。

ウ 日本企業への支援

外務省は、グローバル化が進展する中で、日本企業が海外で活発な活動ができるよう支援していくため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」(平成13年8月外務省経済局政策課策定。平成17年12月改訂。以下「日本企業支援ガイドライン」という。)を策定し、当該ガイドラインを踏まえ、支援・連携活動を積極的に行うよう在外公館に指示している。

今回、平成8年度から17年度までに設置された13在外公館(7大使館及び6総領事館)における日本企業への支援状況(20年度)を調査したところ、次のような事例がみられた。

① 在濟州総領事館では、平成20年10月1日現在、管轄する地域内に日本企業が1社あるものの、当該日本企業への支援実績はない。

なお、他の7大使館及び5総領事館では、少ないものでも2件、多いものでは107件の支援実績がある。

この理由について、在濟州総領事館は、「当該企業に対し何度も連絡を試みてはいたもののうまく接触できず、同社からの支援要請もなかったため。」としている。しかし、上記のガイドラインでは、「日本企業からの要請を受けて問題解決をはかる受け身の支援だけでなく、問題発生前の予防的取組として日頃より現地政府関係当局及び企業等と緊密な情報交換を行う。」ことが基本的指針の一つとされている。

② 在スロベニア大使館では、「管轄する国内の支援対象日本企業数は4社である。」(平成20年10月1日時点)としていたが、当省の調査の過程で、他にも2社あることが判明した。同大使館が把握していなかったこれら2社は、いずれも日系現地法人で邦人社員は1人もいないが、

上記のガイドラインでは、「日系現地法人からの支援要請に対しても原則対応する。」とされている。

また、在済州総領事館では、「管轄する地域内の支援対象日本企業数は1社である。」（平成20年10月1日時点）としていたが、当省の調査の過程で、当該企業は既に撤退していたことが判明した。この理由について、同総領事館は、「当該企業の邦人社員（2人）は済州に常駐していないなど、地域に根差した企業ではなかったこと、また、同社に対し、何度も連絡を試みてはいたもののうまく接触できなかったことから、結果的に交流機会がほとんどなかったため。」としている。

- ③ アンゴラから日本への輸出額は、平成6年から13年までの間、約10億円から約28億円の幅でおおむね横ばいで推移し、それ以降は、14年約493億円、16年約10億円、18年約811億円、20年約26億円と大幅に変動しているが、在アンゴラ大使館では、その原因等の把握・分析を行っていない。日本への輸出額の動向は、日本とアンゴラの経済関係を示す基礎データであり、日本企業への支援情報としても十分に提供されるべきものと考えられる。

エ 広域担当官の活用

外務省は、在外公館における業務効率の向上を図るため、昭和57年度から、政務、経済協力、営繕、領事、会計、通信等の業務に関する知識及び経験の豊富な職員を広域担当官として拠点となる在外公館に配置し、これらの分野について管轄する国・地域を越えて広域的に担当させることとしている。広域担当官は、その活動内容から、「情報収集型」及び「応援指導型」の2つに分類（注）される。

（注）「情報収集型」は、特定の分野・事項に関して情報が集中する在外公館（以下「拠点公館」という。）に広域担当官を配置し、情報収集の多元化を図るとともに、拠点公館とそれ以外の在外公館との相互の情報交換を密にし、情報収集の高度化を図ることを目的としている。現在、政務及び経済の2分野に置かれている。

「応援指導型」は、拠点公館に当該分野の豊富な知識と経験を有する職員を配置し、在外公館からの照会に出張、電話等の方法で応じることにより、在外公館の担当官を応援・指導することを目的としている。現在、経済協力、営繕、広報、領事、査証、会計、通信、警備及び情報化の9分野に置かれている。

平成22年1月末現在、広域担当官は、28在外公館（22大使館、4総領事館及び2政府代表部）に65人が配置されている。

① 今回、広域担当官全体の定員措置状況及びその充足状況を調査したところ、次のとおり、定員の約2割が充足されておらず、中には3年連続で広域担当官が配置されていない状況がみられた。

i 広域担当官の平成22年1月末の定員は84人であるが、配置人員は65人となっており、19人（22.6%）は充足されていない。

ii 上記iを分野別にみると、経済（注）、経済協力、広報、警備及び情報化の5分野については、1人から7人の定員が認められているにもかかわらず、広域担当官は配置されていない。これらのうち、経済協力、警備及び情報化の3分野については、いずれも平成19年度から21年度までの3年間、広域担当官が配置されていない。

（注）経済担当広域担当官は、平成21年度に新たに設置された。

② また、平成8年度から17年度までに設置された13在外公館（7大使館及び6総領事館）における「応援指導型」の広域担当官の活用状況について、在外公館の設置から20年度までの実績を当該公館が把握している範囲で調査（注）したところ、次のとおり、広域担当官の支援を受けた実績のない在外公館がみられた。

（注）在外公館の設置以降の実績のすべてが整理されていなかったため、調査対象在外公館で確認できた範囲で調査を行った。

i 平成21年1月末現在、13在外公館を担当する広域担当官は26人配置されている（営繕6人、領事6人、査証1人、会計7人及び通信6人）。しかしながら、これらの13在外公館が広域担当官の支援を受けた実績をみると、11在外公館（7大使館及び4総領事館）では1件以上の支援を受けていたが、2総領事館（在済州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館）では支援を受けた実績が全くない。その理由について、例えば、在ユジノサハリンスク総領事館では、「広域担当官が配置されている在ロシア大使館よりも本省の方が時差が小さいので、本省に直接照会する機会が多いため。」としている。

ii 支援を受けた分野別にみると、会計及び通信分野の支援を受けた

ことのある在外公館がそれぞれ8在外公館（会計分野：5大使館及び3総領事館、通信分野：6大使館及び2総領事館）と最も多く、次いで、領事分野が6在外公館（5大使館及び1総領事館）、営繕分野が5在外公館（1大使館及び4総領事館）となっており、経済協力、広報、査証、警備及び情報化の5分野については、広域担当官が配置されていないことなどから、支援を受けた実績は全くない。

- ③ しかしながら、外務省は、広域担当官の配置及び活動状況を定期的に把握していない。

オ 専門調査員の採用

外務省は、多様化・専門化する外交課題に対処するため、各国・地域の政治、経済、文化等に関する調査研究及び館務の補助に従事する民間の専門家（以下「専門調査員」という。）を公募し、原則として2年間の任期で委嘱し在外公館に配置している。平成21年4月1日現在、専門調査員は、165在外公館（125大使館、32総領事館及び8政府代表部。兼館の8大使館及び1政府代表部を含む。）に229人配置されている。

また、外務省は、専門調査員について、委嘱業務に係る専門的な知識、経験や必要とされる語学能力等を勘案して、適切な者の選考・採用を行っているとしている。

今回、平成8年度から17年度までに設置された13在外公館（7大使館及び6総領事館）のうち、平成21年10月1日現在で専門調査員が配置されている5大使館及び2総領事館における専門調査員の活動状況を調査したところ、次のような事例がみられた。

- ① 在クロアチア大使館には、「クロアチアの政治・経済事情」の調査を委嘱された専門調査員が1人配置されている。当該専門調査員の選考試験実施要項では、試験語学が「英語又はクロアチア語」とされており、結果として、クロアチア語を習得していない同専門調査員が採用された。このため、委嘱事項に係る調査や情報収集等は、専ら英語の資料等によらざるを得ず、クロアチア語を習得した者に比べ、情報収集の範囲が狭くならざるを得ない状況となっており、十分な成果を上

げることができるか疑問がある。この点について、在クロアチア大使館では、「当該専門調査員は政治・経済・経済協力班に配置し、館務の補助としてクロアチアの政治・経済事情の情報収集を担当させているが、クロアチア語の文献（新聞、雑誌等を含む。）については、現地採用職員が英語に翻訳しなければ情報収集ができない状況となっており、後任の専門調査員にはクロアチア語を習得している者を希望したい。」としていた。ちなみに、当該専門調査員の前任者は、クロアチア語を習得した者が配置されていた。

なお、当省の調査の過程で、当該専門調査員の後任者の募集（平成21年6月及び10月）が行われているが、その試験語学は「クロアチア語」となっており、英語のみの習得者は選考の対象外とする方針変更が行われていた。

- ② 在スロバキア大使館には、平成17年1月に「スロバキアの政治・経済事情」の調査を委嘱（委嘱期間は2年間）された専門調査員が1人配置されていた。上記①と同様に、当該専門調査員の選考試験実施要項では、試験語学が「英語又はスロバキア語又はチェコ語」とされており、結果として、スロバキア語又はチェコ語を習得していない同専門調査員が採用された。このため、委嘱事項に係る調査や情報収集等は専ら英語の資料等によらざるを得ず、スロバキア語又はチェコ語を習得した者に比べ、情報収集の範囲が狭くならざるを得ない状況となっていた。ただし、結果として、当該専門調査員は、ほかに関心がある研究テーマがあることなどを理由に、委嘱期間1年を残して途中で辞職し、同専門調査員の後任者（スロバキア語を習得）の配置までに1年間を要した。

なお、当省の調査の過程で、現在配置されている専門調査員の後任者の募集（平成21年6月）が行われているが、その試験語学は「チェコ語又はスロバキア語」となっており、英語のみの習得者は選考の対象外とする方針変更が行われていた。

カ 総領事館廃止後の行政サービス

平成8年度から21年度までに廃止された6総領事館のうち5総領事館については、後継組織として出張駐在官事務所が置かれているが、在カンザスシティ総領事館（平成17年1月廃止）については、これが置かれず、在シカゴ総領事館に事務が引き継がれている。

今回、在カンザスシティ総領事館の廃止後の行政サービスの実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

外務省（在シカゴ総領事館）は、在カンザスシティ総領事館の廃止による在留邦人等への行政サービスの低下を最小限にとどめるため、領事出張サービスや従来から行われている文化交流事業（大カンザスシティ日本祭等）への支援を行うほか、新たにカンザスシティ市に名誉総領事を1人任命（平成17年11月1日。任期5年）している。名誉総領事は、設置法第13条に基づき外務大臣が任命するものであり、現地の実情に応じ、我が国の在外公館が置かれていない地域において、邦人保護活動に対する支援、在外公館が現地で文化交流活動を行う際の支援等を行うこととされている。

しかし、今回、在カンザスシティ総領事館が管轄していた地域内の在留邦人（日本人会の代表者等）及び日本企業に、同総領事館の廃止後の在外公館の行政サービスの実施状況等を聴取したところ（注）、有効回答数12件のうち8件（67%）が旅券の更新等の領事サービス面等で不便になったとし、領事出張サービスの拡充等を求めている。また、名誉総領事の存在を「全く知らない」としている在留邦人団体（日本人会）もみられた。

（注）在カンザスシティ総領事館の廃止による影響等について、同総領事館が管轄していた地域内の在留邦人及び日本企業にアンケート調査等を行った。

この点に関し、外務省（在シカゴ総領事館）は、「領事出張サービスは在カンザスシティ総領事館が管轄していた地域内で毎年度5回程度実施してきており、平成20年度は3回であったが、21年度には6回実施する予定である。また、名誉総領事については、今後一層周知していきたい。」としている。

(所見)

したがって、外務省は、在外公館における効果的かつ効率的な業務運営を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 新たに設置した大使館の大使については、できる限り早期発令に努めるなどにより、早期着任を推進すること。
- ② 在外公館に対し、「世界観光統計資料集」等の各種統計資料を活用して、短期渡航者数を適切に把握・報告するよう指示すること。
- ③ 在外公館に対し、日本企業の海外における活動を効果的に支援するため、日本企業支援ガイドラインを踏まえ、管轄する国・地域内の日本企業の実態や活動状況等を的確に把握し、必要な支援を積極的に行うよう徹底すること。
- ④ 広域担当官の配置及び活動状況を定期的に把握し、広域担当官が長期間配置されていない理由及びそれによる支障の有無並びに支援実績が乏しい原因を十分分析し、効果的な活用方策を検討すること。
- ⑤ 専門調査員については、委嘱業務に必要とされる現地語の習得状況を十分考慮して採用すること。
- ⑥ 廃止された総領事館が管轄していた地域を引き継いだ在外公館に対し、当該地域に在住する在留邦人や日本企業等のニーズを定期的に把握し、一層効果的な領事サービス等を行うとともに、名誉総領事の存在と支援活動の内容を十分周知するよう指示すること。